

青森県報

第十一号

令和元年
五月二十九日
(水曜日)

目次

告示

- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……四
- 登録販売者試験の施行……………(医療薬務課) ……四
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……五
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の

指定……………(同) ……五

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……五

○略痰吸引等業務の登録……………(同) ……六

○特定行為業務の登録……………(同) ……六

○障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(同) ……七

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……七

出先機関

○土地改良区管理規程の認可……………(西北地域県民局) ……七

○土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域県民局) ……八

○右……………(同) ……八

正誤

○平成三十一年三月二十九日号外第二十九号訓令中……………(人事課) ……八

告示

青森県告示第七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
〃	〃	〃	〃	社会福祉 会法人 伸康社	社会福祉 会法人 北光社	〃	〃	名称	居宅介護事業者
〃	〃	〃	〃	弘前市大字 独狐一 字石田 の二	南津軽郡大 鰯町大字 の二 鰯字范頭九	〃	〃	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業者
〃	〃	〃	〃	〃	〃	訪問介護	〃	居宅介護 事業の種 類	居宅介護
イホーム フロント	アホーム 平成のケ	アホーム 平成のケ	アホーム 平成のケ	弘前市大字 独狐一 字石田 の二	弘前市大字 石渡四 丁目七	あぜりあ 訪問介護 事業所	大鰯温泉 介護セン ターあぜ りあ	名称	居宅介護事業者
弘前市大字 桔梗野五 丁目一 三番一 〇号室	弘前市大字 北園一 丁目九	弘前市大字 北園一 丁目九	弘前市大字 独狐一 字石田 の二	弘前市大字 独狐一 字石田 の二	弘前市大字 石渡四 丁目七	南津軽郡大 鰯町大字 の二 鰯字野川	南津軽郡大 鰯町大字 の二 鰯字野川	所在地	居宅介護事業者
三・四・一	〃	三・五・一	〃	二六・八・一	〃	〃	平成 三〇・〇・二五	変更 年月日	〃

青森県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分			
〃	〃	社会福祉 会法人 伸康社	社会福祉 会法人 北光社	〃	〃	名称	介護予防・日常生活 支援事業者		
〃	〃	〃	〃	南津軽郡大 鰯町大字 の二 鰯字范頭九	〃	主たる事務 所の所在地	介護予防・日常生活 支援事業者		
〃	〃	〃	〃	訪問型 サービス	〃	生活支援 事業の種類	介護予防・日常生活 支援事業者		
イホーム フロント	アホーム 平成のケ	アホーム 平成のケ	アホーム 平成のケ	あぜりあ 訪問介護 事業所	大鰯温泉 介護セン ターあぜ りあ	名称	介護予防・日常生活 支援事業者		
弘前市大字 桔梗野五 丁目一 三番一 〇号室	弘前市大字 北園一 丁目九	弘前市大字 北園一 丁目九	弘前市大字 独狐一 字石田 の二	弘前市大字 独狐一 字石田 の二	弘前市大字 石渡四 丁目七	南津軽郡大 鰯町大字 の二 鰯字野川	南津軽郡大 鰯町大字 の二 鰯字野川	所在地	介護予防・日常生活 支援事業者
三・四・一	〃	三・五・一	〃	平成 三〇・〇・二五	〃	変更 年月日	〃		

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三村 申 吾

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護支援機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分
社会福祉法人 人伸康会	弘前市大字独 狐字石田二 一の一	居宅介護支援事業者 主たる事務所 の所在地
ふくしの窓 口弘前	ライフサ ポート平成 の家	居宅介護支援事業所 名 称 所 在 地
弘前市大字宮園 三丁目二の五四	弘前市大字独狐 字石田二一の一 七	変 更 年 月 日
	平成 三・四・一	

青森県告示第八十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	居宅介護事業者
名 称	主たる事務所 の所在地
居宅介護 事業の種類	居宅介護 事業所
名 称	所 在 地
変 更 年 月 日	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
ホーム イフムラ 弘前	ホーム ア平成 のケ 里	ホーム ア平成 のケ 里	ホーム ア平成 のケ 里	ホーム ア平成 のケ 里	ホーム ア平成 のケ 里
一〇 ハース 三 目一 一 三 一 〇	一〇 ハース 三 目一 一 三 一 〇	一〇 ハース 三 目一 一 三 一 〇	一〇 ハース 三 目一 一 三 一 〇	一〇 ハース 三 目一 一 三 一 〇	一〇 ハース 三 目一 一 三 一 〇
三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一

青森県告示第八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
〃	〃	社会福祉 会法人伸康	〃	名称	介護予防・日常生活 支援事業
〃	〃	弘前市大字 独狐字石田 一〇の二	〃	主たる事務 所の所在地	介護予防・日常生活 支援事業
〃	〃	訪問型 サービス	〃	生活支援 の種類	介護予防・日常生活 支援事業
ホーム イフ 弘前	ホーム ア平成 のケ	ホーム ア平成 のケ	〃	名称	介護予防・日常生活 支援事業
三 日一 ハ ウ ス 一 〇	弘前市大字 桔梗野五丁 一〇	弘前市大字 北園一丁目 二の九	弘前市大字 独狐字石田 一〇の二	所在地	介護予防・日常生活 支援事業
三・四・一	〃	平成 三・五・一	〃	変更 年月日	〃

青森県告示第八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		変更 年月日
名称	居宅介護支援事業者	〃
主たる事務所の所在地	〃	
名称	居宅介護支援事業所	〃
所在地	〃	

変更後	変更前
社会福祉 会法人伸康	弘前市大字 独狐字石田 一〇の二
ふくしの窓 口弘前	ライフサ ポート平 成の家
弘前市大字 宮園 三丁目二 の五四	弘前市大字 独狐字石田 一〇の二
〃	平成 三・四・一

青森県告示第八十三号

令和元年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の四第二項の規定により公示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和元年八月二十八日（水）

2 場所

青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

令和元年六月二十六日（水）から同年七月二日（火）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森健康福祉部医療薬務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ（電話

〇一七―七三四―九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第八十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したため、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
伊東内科・小児科クリニッ ク	弘前市大字元長町一六	平成 三・二・二六
あい薬局労災病院前店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘二二の二	三・三・二〇
かまや調剤薬局	五所川原市字鎌谷町一〇一	三・三・三三
もみじ薬局	八戸市大字鮫町字ハンノ木沢六の四	〃
造道調剤薬局	青森市岡造道二丁目二の二一	三・四・三〇
ワカバ薬局	八戸市大字上徒士町三の六	〃

青森県告示第八十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したため、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグむつ 小川店	むつ市小川町一丁目一〇四の一	平成 三・三・一
医療法人社団伊東クリニッ ク	弘前市大字元大工町三六の一	〃
ハーモニーナースステーション	八戸市青葉一丁目一七の七	三・四・一
あおもり睡眠クリニッ ク	青森市西大野五丁目一の四	三・四・二〇
造道調剤薬局	青森市岡造道二丁目一の二	令和 元・五・一
ワカバ薬局	八戸市大字町組町一四の六	〃

青森県告示第八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったため、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 名 称 又 は 氏 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居 宅 サ ー ビ ス 種 別		行 業 所 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	届 止 年 月 日	届 止 年 月 日
		訪問介 護	訪問介 護			
株式会社 ユー	弘前市大字原ヶ 五平二丁目五の三	訪問介 護	訪問介 護	弘前市大字原 ヶ平二丁目五 の三五	令和 元・五・九	令和 元・六・三〇

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目二二の二	居宅介護	ホームライフ弘前	弘前市大字桔梗五丁目一の一三番地	令和元年七月
社会福祉法人伸康会	社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一丁目二二の二	重度訪問介護	ホームライフ弘前	弘前市大字桔梗五丁目一の一三番地	〃

青森県告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局青森店	青森市緑三丁目九の二	令和元年六月
ハッピー調剤薬局弘前城東店	弘前市大字田園三丁目五の二二	〃
一般社団法人青香会弘前脳神経外科クリニック	弘前市大字清水四丁目八の三	〃

青森県告示第九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和元年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	ワカバ薬局	八戸市大字上徒土町三の六	令和元年五月
変更後		八戸市大字町組町一四の六	〃

出 先 機 関

土地改良区の管理規程の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、小田川土地改良区の飯詰第一頭首工管理規程を令和元年五月八日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和元年五月二十九日

西北地域県民局長 平 野 義 一

管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

飯詰第一頭首工管理責任者は、適正水位によりかんがい取水を行い、毎年四月十日から九月一日までのかんがい期間にあつては、飯詰第一頭首工から受益地に

必要なかんがい用水を放流するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

飯詰第一頭首工管理責任者は、当該施設を操作するため必要な器具及びこれに必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

飯詰第一頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとるものとする。干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

飯詰第一頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録し、管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を令和元年五月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月二十九日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、下砂土路土地改良区の定款の変更を令和元年五月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年五月二十九日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

正

誤

人 事 課

発行年月日 発行番号	平成三・三三 号外第二九号	区分	訓令甲	番号	第六号	ページ	五	段	上	行	後ろか ら一三	誤	正
---------------	------------------	----	-----	----	-----	-----	---	---	---	---	------------	---	---

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭